

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、当該ご契約のオプション契約約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 料金の単価および算定方法

(1) 月々の料金は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）またはオプション契約約款によって料金として算定された金額（以下「割引対象額」といいます。）から、蓄熱割引額を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、割引対象額を上限といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(2) オプション契約約款に定める、蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いの適用を受ける場合の月々の料金は、(1)によって料金として算定された金額から、蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(3) 料金プランの適用条件、料金単価等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載しているオプション契約約款等をご確認ください。

2. 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

- (1) 業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合
蓄熱割引額＝業務用電力（一般料金）の電力量料金単価×1月の蓄熱電力量×蓄熱割引率
- (2) 業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合
蓄熱割引額＝業務用電力（時間帯別料金）の夜間時間における電力量料金単価×1月の蓄熱電力量×蓄熱割引率
- (3) 業務用電力（休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力））として電気の供給を受ける場合
蓄熱割引額＝業務用電力（休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力））の休日における電力量料金単価×1月の休日の蓄熱電力量×休日の蓄熱割引率
＋業務用電力（休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力））の平日における電力量料金単価×1月の平日の蓄熱電力量×平日の蓄熱割引率
- (4) 業務用取引量別契約として電気の供給を受ける場合
蓄熱割引額＝業務用取引量別契約の電力量料金単価×1月の蓄熱電力量×蓄熱割引率

3. 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

(1) 蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器（以下「ヒートポンプ機器」といいます。）の容量、運転時間数、稼働日数および控除率にもとづき、オプション契約約款に定める算式によって算定いたします。この場合の蓄熱電力量は、原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

なお、運転時間数および稼働日数は、オプション契約約款に定めるところにより、あらかじめお客さまと当社との協議により定めるものとし、控除率は、原則として5パーセントといたします。

(2) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた月別の蓄熱電力量といたします。

4. 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、業務用電力（一般料金）、業務用電力（時間

帯別料金）、業務用電力（休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力））および業務用取引量別契約ごとに定める割合（パーセント）とし、それぞれの蓄熱割引率は、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。

5. 蓄熱ピークシフト割引額

(1) 蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき蓄熱ピークシフト電力に割引単価を乗じて算定いたします。ただし、業務用電力または業務用取引量別契約としてまったく電気を使用しない場合（標準約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

(2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合は、蓄熱ピークシフト割引額を日割計算をして、料金を算定いたします。

(3) オプション契約約款に定める、蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いの適用後、1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消された月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

6. 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力（蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいいます。）は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力から1年を通じての昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値を差し引いた値を上限として、ヒートポンプ機器および蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器（以下「ヒートポンプ機器等」といいます。）の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 各月の昼間時間における30分ごとの需要電力の最大値の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

7. 蓄熱ピークシフト割引額に係る割引単価

蓄熱ピークシフト割引額に係る割引単価は、業務用電力（一般料金）、業務用電力（時間帯別料金）、業務用電力（休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力））および業務用取引量別契約ごとに定める1月につき蓄熱ピークシフト電力1キロワット当たりの金額とし、それぞれの割引単価は、オプション契約約款に定めるところによるものといたします。

8. その他

(1) お客さまが、ヒートポンプ機器等の内容もしくは稼働方法の変更またはヒートポンプ機器等の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(2) 需給契約の申込み（変更または廃止を含みます。）の方法、契約期間等の本書に記載のない事項については、お客さまが適用を受ける、標準約款またはオプション契約約款の業務用取引量別契約に定めるところによります。本書と合わせてそれぞれのご契約に関する重要事項のご案内、標準約款、料金表（高圧）、オプション契約約款等をご確認ください。

(3) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、オプション契約約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

□ 一般送配電事業者の北海道電力ネットワーク株式会社または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、オプション契約約款を変更する必要が生じた場合

ハ その他、オプション契約約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (4) オプション契約約款を変更する場合には、当社は、オプション契約約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (5) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネメール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。
- (6) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要となる事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、オプション契約約款に定めるところによります。

[お問い合わせ先]

北海道電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0267）
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
（電話番号） 0 1 2 0 - 0 7 - 5 1 5 4
電話受付時間：9：00～17：00
（休業日：土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日、5月1日）
